

事 務 連 絡
令和5年5月8日

各都道府県衛生主管部（局）

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症に関する事務連絡の廃止について

新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが5類感染症に変更されました。

新型コロナウイルス感染症に関する対応等を示した下記的事务連絡を廃止することとしましたので、ご了知の上、関係者に周知いただきますようお願いいたします。

記

【廃止する事務連絡】

- ・「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う理容師養成施設及び美容師養成施設の対応について」（令和2年2月28日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）
 - ※ 別途、令和5年4月に「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所、養成施設の対応及び実習施設への周知事項について」（令和5年4月25日付け厚生労働省医薬・生活衛生局ほか事務連絡）が発出されています。
- ・「管理理容師及び管理美容師の講習会に係る新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のための対応等について」（令和2年6月10日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）
- ・「クリーニング師試験及びクリーニング師研修等に係る新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のための対応等について」（令和2年6月10日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）